

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町議会議員の報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑み、湯梨浜町議会議員(以下「議員」という。)が、引き続き90日を超えて議員活動ができない場合における当該議員の報酬及び期末手当の支給について、湯梨浜町議会の議員の報酬及び旅費に関する条例(平成16年湯梨浜町条例第36号。以下「議員報酬条例」という。)の特例を定めるものとする。

(報酬月額の特例)

第2条 議員が自己の都合により全くその職務を執行することができずと議長が認めた日から引き続き90日を超えて議員活動ができないときは、議員報酬条例の規定による報酬の月額に次表左欄に掲げる議員活動ができない期間の区分に応じ、同表右欄に掲げる割合を乗じて得た額を減額する。

議員活動ができない期間	割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の20
180日を超え365日以下であるとき	100分の30
365日を超えるとき	100分の50

2 前項の規定による報酬の減額は、90日、180日又は365日を超える日の属する月の翌月からそれぞれ開始する。

3 第1項の規定の適用を受けている者が、議員活動を執行できると議長が認めたときは、その日の属する月から報酬の全額を支給する。

(期末手当の特例)

第3条 6月1日又は12月1日現在、前条第1項の規定の適用を受けている者については、期末手当を支給しない。

(適用除外)

第4条 次に掲げる事由により議員活動ができない場合は、前2条の規定は適用しない。

(1) 湯梨浜町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成16年湯梨浜町条例第34号)に規定する公務上の災害

(2) 災害その他個人の責によらない事故等の場合で、議長が公務上の災害に準ずると認めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。